

(新規)

整理番号_____

平成____年____月____日

〒

住所_____

氏名_____様

_____ 税務署長

贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書（通知用）

平成____年____月____日付で回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。

(参考)

特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円
特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円

- ※1 相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。
- 2 この通知は、税法に規定する処分通知ではありませんから、異議申立て又は審査請求の対象となりません。
- 3 この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。
- 4 不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。

資産課税(担当)部門

〔担当者_____〕
〔電話_____〕

(資5-55-1-A4統一)

別紙

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等(以下「分割対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等 「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当(法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。)又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。		法人名	
		会社分割等の日	会社分割等の事由
		贈与年月日	
イ 対応株式に係る法人の名称等 会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。		法人名	
ウ 非対応株式に係る法人の名称等 会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。		法人名	
1 会社分割等前株式等総額の計算			
① アの法人の分割対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)	
円	株・口	円	
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算			
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)
円	株・口	株・口	円
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算			
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑩)
円	株・口	株・口	円
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算			
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数
円	円	株・口	株・口
⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬×⑭)			
円			
5 アの法人の分割対象株式等の1株(1口)当たりの時価		⑰ $(3) \times \frac{(7)}{(7)+(11)+(15)} \div (6)$	
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		⑱ $(3) \times \frac{(11)}{(7)+(11)+(15)} \div (10)$	
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		⑲ $(3) \times \frac{(16)}{(7)+(11)+(15)}$	
円		円	
(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。なお、既にこの表により計算した①欄又は③欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 2 ④欄、⑧欄、⑬欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 3 ⑤欄、⑨欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 4 ⑦欄、⑪欄、⑱欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 5 ⑩欄、⑭欄、⑲欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 相続税の申告に当たっては、⑩欄、⑱欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 7 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑱欄の金額がある場合には、⑱欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。			

(新規)

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

（注）※印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

申請者情報欄: 住所、フリガナ、氏名、電話番号、提出年月日

租税特別措置法第...条...第...項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

譲渡した資産の明細表: 所在地, 資産の種類, 数量, 譲渡価額, 譲渡年月日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細表: 資産の種類, 数量, 取得資産の該当条項, 取得価額の見積額, やむを得ない事情の詳細

関与税理士情報欄: 氏名, 電話番号

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

申請者情報欄: 住所、フリガナ、氏名、電話番号、提出年月日

租税特別措置法第...条...第...項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

譲渡した資産の明細表: 所在地, 資産の種類, 数量, 譲渡価額, 譲渡年月日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細表: 資産の種類, 数量, 取得資産の該当条項, 取得価額の見積額, やむを得ない事情の詳細

関与税理士情報欄: 氏名, 電話番号

【平成__年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所 (フリガナ) 電話 () 名簿番号 氏名 (フリガナ) 職業 関与 税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称 種類 利用状況 数量 所在地等 譲渡先の住所(所在地) 氏名(名称) 職業 売買契約の日 年月日 引き渡した日 年月日 登記、登録等の日 年月日

【参考事項】

売却理由: 買主から頼まれたため, 他の資産を購入するため, 事業資金を捻出するため, 借入金を返済するため, その他() 代金の受領状況: 1回目 年月日 円, 2回目 年月日 円, 3回目 年月日 円, 未収金 年月日(予定) 円 譲渡価額: ① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

Table with columns: 購入の種類, 購入先・支払先等 (住所, 氏名), 購入年月日, 購入価額. Includes a summary row for '小計' and a calculation for '取得費' (Asset purchase price minus depreciation).

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

Table with columns: 費用の種類, 支払先 (住所, 氏名), 支払年月日, 支払金額. Includes a summary row for '譲渡費用'.

4 譲渡所得金額の計算をします。

Table for calculating net transfer income with columns: 区分, 特例適用条文, A収入金額, B必要経費, C差引金額, D特別控除額, E譲渡所得金額.

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成17年分以降用)

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

【平成__年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所 (フリガナ) 電話 () 名簿番号 氏名 (フリガナ) 職業 関与 税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称 種類 利用状況 数量 所在地等 譲渡先の住所(所在地) 氏名(名称) 職業 売買契約の日 年月日 引き渡した日 年月日 登記、登録等の日 年月日

【参考事項】

売却理由: 買主から頼まれたため, 他の資産を購入するため, 事業資金を捻出するため, 借入金を返済するため, その他() 代金の受領状況: 1回目 年月日 円, 2回目 年月日 円, 3回目 年月日 円, 未収金 年月日(予定) 円 譲渡価額: ① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

Table with columns: 購入の種類, 購入先・支払先等 (住所, 氏名), 購入年月日, 購入価額. Includes a summary row for '小計' and a calculation for '取得費'.

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

Table with columns: 費用の種類, 支払先 (住所, 氏名), 支払年月日, 支払金額. Includes a summary row for '譲渡費用'.

4 譲渡所得金額の計算をします。

Table for calculating net transfer income with columns: 区分, 特例適用条文, A収入金額, B必要経費, C差引金額, D特別控除額, E譲渡所得金額.

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成17年分以降用)

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[http://www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分	特例適用条文	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④		① × 20%	(②+③) × 20%	(F-G)		(H-J)
① > ④		(①-④)+④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$	(F-G)		(H-J)
短期	措法	円	円	円	円	円
長期	条の					

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分	特例適用条文	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換		① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	(L-M)		(N-P)
収用代替		①-③-④	② × $\frac{L}{①-③}$	(L-M)		(N-P)
短期	所法	円	円	円	円	円
長期	措					

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(税務署に用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分	特例適用条文	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④		① × 20%	(②+③) × 20%	(F-G)		(H-J)
① > ④		(①-④)+④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$	(F-G)		(H-J)
短期	措法	円	円	円	円	円
長期	条の					

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分	特例適用条文	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換		① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	(L-M)		(N-P)
収用代替		①-③-④	② × $\frac{L}{①-③}$	(L-M)		(N-P)
短期	所法	円	円	円	円	円
長期	措					

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

【平成 年分】
保証債務の履行に関する
譲渡した資産の明細書
計(確定申告書付表)

譲渡者	住所	氏名	電話番号
関与者	住所	氏名	電話番号
税理士	住所	氏名	電話番号

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地	氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地	氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 円	①のうち既に支払を受けた金額 円
	保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	m(株(口)・m)	m(株(口)・m)
	譲渡先住所又は所在地			
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲渡価額の総額	円	円	円
譲渡所得(山林所得)のうち のものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑧の金額)	円	円	円
	各種所得の合計	円	円	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑩の金額)(注1)	円	円	円
	分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑧の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	円	円	円
	分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑨の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	円	円	円
	株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の⑪及び⑫の金額)	円	円	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑬の金額)	円	円	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑭の金額)	円	円	円
	合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	円	円	円
	譲渡所得又は山林所得のうち のものとみなされる金額 (⑩・⑪・⑫のうち低い金額又 は⑩・⑪・⑬のうち低い金額)	円	円	円

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑪+⑫)× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。
 詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)
 (平成18年分以降用)

【平成 年分】
保証債務の履行に関する
譲渡した資産の明細書
計(確定申告書付表)

譲渡者	住所	氏名	電話番号
関与者	住所	氏名	電話番号
税理士	住所	氏名	電話番号

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地	氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地	氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 円	①のうち既に支払を受けた金額 円
	保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	m(株(口)・m)	m(株(口)・m)
	譲渡先住所又は所在地			
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲渡価額の総額	円	円	円
譲渡所得(山林所得)のうち のものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑧の金額)	円	円	円
	各種所得の合計	円	円	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑩の金額)(注1)	円	円	円
	分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑧の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	円	円	円
	分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑨の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	円	円	円
	株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の⑪及び⑫の金額)	円	円	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑬の金額)	円	円	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑭の金額)	円	円	円
	合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	円	円	円
	譲渡所得又は山林所得のうち のものとみなされる金額 (⑩・⑪・⑫のうち低い金額又 は⑩・⑪・⑬のうち低い金額)	円	円	円

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑪+⑫)× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。
 詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)

この欄には書かないでください。 → 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号

年月日			
-----	--	--	--

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

税務署長殿 ____年____月____日提出	土地等の買取り者	住所 又は 所在地	〒
	フリガナ 氏名 又は名称	電話 ④	()

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項

※1 第____号の
 ※2
 ・一団の宅地の造成
 ・一団の住宅の建設
 ・中高層の耐火共同住宅の建設
 を同号に規定する申請書の内容に適合して

行う旨及びその申請書に基づく同号
 ※3
 ・国土交通大臣の証する書類
 ・検査済証
 ・都道府県知事の証する書類
 ※4

の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士	④	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には書かないでください。 → 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号

年月日			
-----	--	--	--

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

税務署長殿 ____年____月____日提出	土地等の買取り者	住所 又は 所在地	〒
	フリガナ 氏名 又は名称	電話 ④	()

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項

※1 第____号の
 ※2
 ・一団の宅地の造成
 ・一団の宅地の建設
 ・中高層の耐火共同住宅の建設
 を同号に規定する申請書の内容に適合して

行う旨及びその申請書に基づく同号
 ※3
 ・国土交通大臣の証する書類
 ・検査済証
 ・都道府県知事の証する書類
 ※4

の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士	④	電話番号	
-------	---	------	--